

債務保証業務規程

<特定非営利活動法人あまやどり高知>

この規程は、当法人が居住支援法人として行う登録事業者からの要請に基づく登録住宅入居者の家賃債務の保証業務について定める。

(被保証人の資格)

第1条 債務保証する対象者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「法」という。）第2条に該当する者とする。（ただし居住支援を行う団体等（以下「支援者」という。）からの支援を受けている者に限る。）

(保証の範囲)

第2条 債務保証の範囲は次のとおりとする。

1. 滞納家賃（短期違約金は含まない）
2. 滞納光熱水費
3. 原状回復費用

(保証の金額の合計額の最高限度)

第3条 保証の金額の合計額の最高限度は次のとおりとする。

100万円

(一被保証人についての保証の金額の最高限度)

第4条 一被保証人についての保証の金額の最高限度は次のとおりとする。
家賃月額の6か月分

(保証契約の締結及び変更に関する事項)

第5条 保証契約の締結及び変更手続きは、次の順に実施されるものとおりとする。

1. 入居希望者による登録住宅への入居を希望する旨の申し出の申し込み
2. 支援者と入居希望者の連名による債務保証申請
3. 入居希望者に対する専門相談の実施（登録事業者に福祉専門職が常駐

する場合は要しない)

4. 利用審査会による審査
5. 保証支援決定
6. 保証契約の締結

保証契約の締結及び変更手続きは、次のとおりとする。

1. 保証支援を受けようとする者は、書面により保証支援申請を行わなければならない。なお債務保証支援申請は、支援者としてあらかじめ当法人に登録されている者（以下「登録支援者」という）及び賃貸住宅の入居を希望する者（以下「入居希望者」という。）の連名によらなければならない。
2. 当法人は、第1号の申請を受けた場合は、入居希望者に対して専門相談を実施しなければならない。（ただし登録支援者に福祉専門職が常駐すると認められる場合には要しない。）
3. 当法人は、利用審査会で第1号の申請について審査し、債務保証支援ができると判断した場合においては、保証契約の締結を行うものとする。保証期間は基本となる賃貸契約締結の日から最長2年とする。
4. 利用審査会は、当法人理事及び各職能団体に所属する福祉専門職・法律専門職を審査委員として、当法人内で組織するものとする。
5. 保証契約の更新を行おうとする者は、書面により保証支援更新申請を行い、第3号の利用審査会の審査を受けなければならない。
6. 当法人は、第5号の申請について、利用審査会の審査により更新を認める場合においては、第3号の保証支援の更新を行うものとする。
7. 保証契約の変更を行おうとする者は、書面により保証支援変更申請を行い、第3号の利用審査会の審査を受けなければならない。
8. 当法人は、第7号の申請について、利用審査会の審査により変更を認める場合においては、第3号の保証支援の変更を行うものとする。

（保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項）

第6条 保証に要する費用及び被保証人が守るべき条件は次のとおりとする。

1. 基本となる賃貸契約期間（最長2年間）の保証料は、1万5000円とする。

2. 被保証人は、関係している行政・医療・介護・福祉関係者などを当法人に報告し、居住支援に必要な限度で個人情報を関係機関で共有することを承認すること
3. 被保証人は、家族など緊急時の連絡先があれば報告すること
4. 被保証人は、所在不明その他連絡が取れない場合に、当法人が解約明け渡しできる権限を付与すること
5. その他、当法人の利用審査会で定めた条件を守ること

(保証債務の弁済に関する事項)

第7条 保証債務の弁済は次のとおりとする。

1. 当法人は、別に定める様式により登録事業者から家賃滞納の連絡を受けた1ヶ月前の家賃から保証する。
2. 当法人は、賃貸人等から家賃滞納の連絡があった場合、事実関係を調査し滞納原因を探り、滞納解消に努めるものとする。
3. 当法人は、賃貸人等から滞納家賃について保証債務の請求があった場合、家賃滞納の連絡があった日を基準として1か月前まで遡って滞納家賃を支払う。
4. 賃貸契約が解除された場合、明け渡しその他の事実行為については、支援者において行うものとする。支援者が明け渡しを行うことができない場合は、当法人が行う。

(求償権の行使方法及び償却に関する事項)

第8条 求償権の行使及び償却については次の通りとする。

1. 求償権の行使は、本人が支払い可能な範囲で行い、分割払いに応じる。
2. 被保証人及び支援者の申請等を受け、~~または~~当法人が回収不能と判断した場合、求償債務を免除する。

(業務の委託に関する事項)

第9条 法第43条第1項の業務委託については、事実行為についてのみ登録支援者に委託することができるものとする。

(附則) 本規程は、平成30年1月10日から施行する。